

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業実施要領

「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業」については、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知）（以下「国交付要綱」という。）及び麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要領」という。）並びにふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 目的

国際情勢の変化等に伴い、食料安全保障の観点から国産の麦、大豆、そばの需要が高まっている一方で、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により主食用米の需要が減少している。

このため、需要に応じた米づくりを踏まえつつ、輸入依存度の高い麦、大豆、そばの安定供給により、畑作物の新たな産地形成と複合経営による農業経営の安定を図る。

第2 事業の内容等

本事業の内容は以下のとおりとする。このうち、対象作物、事業実施主体、補助率、補助額上限、補助対象及び採択要件は、別記1～4のとおりとする。

なお、補助対象、事業実施主体については、別表1のとおりとする。

1 持続的な畑作物生産・供給モデル事業

- (1) モデルとなる取組の支援
- (2) モデルとなる生産条件整備
- (3) 収量・品質確保対策

2 作付転換拡大支援事業

第3 事業実施の手続き

各事業の手続きについては、別記1～4のとおりとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は令和5から7年度とし、単年度執行とする。

第5 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、市町村、農業団体及び農林事務所が密接な連携を図り、推進指導を行うものとする。

第6 成果確認検査について

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年5月19日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（要領第2関係）

留意事項

1 補助対象について

- (1) 本要領における「中山間地域等」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の規定に該当する市町村、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域のいずれかに該当する地域をいう。
- (2) 目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものについては、補助の対象としない。
- (3) 個人的使用となるおそれのある機械については、補助の対象としない。
- (4) 補助対象とする施設及び機械は、原則として新品、新築又は新設とする。
- (5) 事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合は、補助の対象としない。
- (6) 補助対象に記載のない機械等を導入する場合であって、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、その機械を導入することができる。
- (7) 本事業により整備した施設、機械等には、事業名を表示すること。

2 事業実施主体について

「営農集団」とは、3戸以上の生産者からなる組織とし、目的、事業内容や期間、役員会、決議等について定めた組織の規約及び施設又は機械の管理規程等の規則を制定している組織とする。

(別記1)

モデルとなる取組の支援

1 事業の概要

県内で麦・大豆の生産振興を図る上で、他地域へ波及効果の高い取組を実践する地区（以下「モデル地区」という。）において、関係機関やモデル地区の農業者等の組織がモデルとなる取組の構築に向けた活動や周辺地域等への普及に係る活動を補助する。

2 事業の内容

(1) 対象作物

麦、大豆

(2) 該当事業（※）

ア 麦・大豆生産技術向上事業のうち「生産性向上の推進」

イ 麦・大豆生産技術向上事業のうち「都道府県及び市町村による生産性向上の取組」

(3) 事業実施主体、採択要件、補助対象経費、補助率等

国交付要綱、国要領のとおり。

なお、2の(2)のアの事業の補助対象は、国要領に基づき、令和7年1月16日以降の取組とし、交付決定前の取組であっても補助対象とすることができる。

3 事業実施の手続き等

国交付要綱、国要領、交付要綱及びふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（麦・大豆生産技術向上事業）事務取扱要領のとおり。

※「該当事業」

交付要綱別表の「事業名」及び「経費」に掲げる「事業メニュー」をいう。

別記2～別記4において同じ。

(別記2)

モデルとなる生産条件整備

1 事業の概要

畑作物のうち麦、大豆、そばについて、生産性向上及び作付拡大のために必要な機械等の導入に要する経費の一部を補助する。

2 国事業

(1) 対象作物

麦、大豆

(2) 該当事業

麦・大豆生産技術向上事業のうち「生産拡大に向けた機械・施設等の導入」

(3) 事業実施主体、採択要件、補助対象経費、補助率等

国交付要綱のとおり。

(4) 事業実施の手続き

国交付要綱、国要領及び「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（麦・大豆生産技術向上事業）事務取扱要領」のとおり。

3 県事業

(1) 対象作物

そば

(2) 該当事業

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（県単）のうち、「持続的な畑作物生産・供給モデル事業」の「モデルとなる生産条件整備」

(3) 事業実施主体、採択要件、補助対象経費、補助率等

別表2のとおり。

4 補助（上記「3 県事業」）

(1) 間接補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助する。

なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

ただし、次項を適用する場合は、当該事業実施主体に対して直接補助を行うことができる。

(2) 直接補助

以下に該当し、市町村が補助を行うことができない場合には、直接補助を行うことができる。

ア 事業実施主体が、全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。別記3及び別記4において同じ。）である場合又は市町村域を超える広

域的な団体（以下「広域団体」という。別記 3 及び別記 4 において同じ。）であり、受益地区が市町村域を超える事業の場合。

イ 市町村の意向を踏まえつつ、事業の効果及び効率の観点から、当該市町村を管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。別記 3 及び別記 4 において同じ。）が特に必要と認める場合。

5 事業実施の手続き（上記「3 県事業」）

（1）事業実施計画申請

ア 間接補助の場合（市町村長が補助を行う場合）

（ア）事業実施主体は、事業実施計画書（様式第 1－1 号）を作成し、市町村長に提出する。

（イ）市町村長は、事業実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式第 1－2 号）（以下「承認申請書」という。）に事業実施計画書を添付の上、所長に提出する。

イ 直接補助の場合

事業実施主体は、事業実施計画書及び承認申請書を作成し、所長に提出する。

ただし、農林事務所の所管する地域を超える事業については、福島県農林水産部長（以下「部長」という。別記 3 及び別記 4 において同じ。）に提出する。

なお、4 の（2）のイの場合にあつては、関係市町村長が直接補助を承認した旨を様式第 1－4 号により作成し、添付する。

（2）計画承認

所長（県域農業団体にあつては部長）は、事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合には、様式第 1－3 号により事業実施計画の承認を行う。

（3）補助金の内示

所長（県域農業団体にあつては部長）は、事業実施計画の承認と併せて、補助金の内示（様式第 1－7 号）を行うとともに、交付要綱第 3 条に基づき期限等を定め、交付申請書の提出を通知する。

（4）補助金交付の決定

所長（事業実施主体が県域農業団体の場合は知事）は、規則第 5 条に定める補助金の交付を決定したときは、交付決定にかかる通知（指令）を行う。

（5）重要な変更

交付要綱別表に定める重要な変更にあたる場合は、5 の（1）及び（2）に準じて変更手続きを行う。

（6）事業の着手

事業の実施については、規則第 5 条第 1 項による交付決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあつては、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第 1－8 号）を作成し、所長（県域農業団体等にあつては知事）に提出する。この際、市町村長に交付申請している間接補助の場合は、交付申請をしている市町村長を経由して所長に提出する。

6 農業機械の利用条件（上記「3 県事業」）

導入する農業機械の利用面積が、福島県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に定める利用規模の下限面積を満たすものとする。

ただし、地域の実情に照らして、所長が適正と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。その場合、事業実施主体は任意様式により理由書を作成し、所長の同意を得るものとする。

また、補助対象となる農業機械は、「農業用機械施設補助の整理合理化について（最終改正平成26年3月31日予第1131号）」にかかわらず対象にできる。

加えて、補助対象となる農業機械のうち、安全検査の対象となっている乾燥機（穀類用循環型）のうち令和7年度以降新たに販売される型式のものについては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

7 リース料助成金の額（上記「3 県事業」）

3の県事業において、リースに要する費用に対する助成金額は、算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数未満とする場合にあっては算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：補助金の額＝リース物件価格（税抜き）×補助率（1／2以内）

算式②：補助金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）
×補助率（1／2以内）

算式③：補助金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×補助率（1／2以内）

この場合、リース期間は設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

8 事業の実施状況報告（上記「3 県事業」）

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書（様式第1－5号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長（県域農業団体にあっては部長、その他直接補助にあっては所長）に報告するものとする。
- (2) 市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を審査し、取りまとめの上、翌年度の5月末日までに所長に提出するものとする。

9 評価について（上記「3 県事業」）

- （1）所長は、事業の目標に対する達成度について毎年度評価を行い、事業実施状況一覧（様式第1－6号）により7月末日までに部長に報告するものとする。
- （2）事業実施主体は、事業実施3年後において、事業実施状況報告書における達成度が70%に満たない場合、改善計画を作成し、市町村長（県域農業団体による直接補助にあっては部長、その他直接補助にあっては所長）に提出する。
- （3）市町村長は、事業実施主体から改善計画を受領した場合には、速やかに内容を評価・検討し、意見を添えて所長に提出する。
- （4）県及び市町村は、振興目標の達成に向けて技術的な助言、指導を行う。

10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

別表2 (要領別記2の4関係)

対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件	
			補助対象	注意事項
水田及び畑地において作付されるそば	農業公社、 農業協同組合、 地域農業再生協議会、 農業法人、 営農集団(農業者3戸以上で構成)等	1/2以内	<p>○ 生産規模拡大のための省力化機械導入</p> <p>(1) 排水対策用機械 (溝掘機、プラウ、サブソイラ、カットドレン等)</p> <p>(2) 栽培用管理機械 (施肥同時播種機、乗用管理機、中耕培土機、農業用ドローン等)</p> <p>(3) 収穫用機械 (汎用コンバイン)</p> <p>(4) 乾燥・調製機械 (乾燥機、石抜き機、選別機等)</p> <p>※その他、農林水産部長が必要と認める機械</p>	<p>次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>1 受益面積については、事業の目標年度において20ha(中山間地域等10ha)以上、又は「福島県特定高性能農業機械導入計画(H17.7月)」等により機械の種類ごとに定められた面積を目安とする。</p> <p>2 本事業の受益面積の対象となるのは、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙5の1に定める面積払の交付対象となる水田及び畑地とする。</p> <p>3 受益農家戸数は3戸以上とする。 ただし、農家3戸以上で構成する農業法人については、1法人でも実施できるものとする。</p> <p>4 事業実施主体(事業実施主体が地域農業再生協議会であり、協議会が機械導入者に助成する場合は、当該助成対象者)1件あたりの補助金額の上限は450万円とする。</p>

(別記3)

収量・品質確保対策

1 事業の概要

水田・畑地で作付する麦・大豆について、収量・品質向上を図るため、新規に対象技術を導入した面積と導入した技術の数に応じて、定額の支援を行う。

2 国事業

(1) 対象作物

麦、大豆

(2) 該当事業

麦・大豆生産技術向上事業のうち「新たな営農技術等の導入」

(3) 事業実施主体、採択要件、補助対象経費、補助率及び事業実施の手続き等

国交付要綱、国要領及び「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（麦・大豆生産技術向上事業）事務取扱要領」による。

なお、本事業の補助対象は、国要領に基づき、令和7年1月16日以降の取組とし、交付決定前の取組であっても補助対象とすることができる。

3 県事業

(1) 対象作物

麦、大豆

(2) 該当事業

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（県単）のうち、「持続的な畑作物生産・供給モデル事業」の「収量・品質確保対策」

(3) 事業実施主体、採択要件、補助対象経費、補助率等

別表3、4、5のとおり。

なお、本事業の補助対象は令和7年4月1日以降の取組とし、交付決定前の取組であっても補助対象とすることができる。

4 補助（上記3「県事業」）

(1) 間接補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助する。

ただし、次項を適用する場合は、当該事業実施主体に対して直接補助を行うことができる。

(2) 直接補助

以下に該当し、市町村が補助を行うことができない場合には、直接補助を行うことができる。

ア 事業実施主体が、県域農業団体である場合又は広域団体であり、受益地区が市

町村域を超える事業の場合。

イ 市町村の意向を踏まえつつ、事業の効果及び効率の観点から、当該市町村を管轄する所長が特に必要と認める場合。

5 事業実施の手続き（上記3「県事業」）

（1）事業実施計画

ア 間接補助の場合（市町村長が補助を行う場合）

（ア）事業実施主体は、事業実施計画書（様式第2-1号）を作成し、市町村長に提出する。

（イ）市町村長は、事業実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式第2-2号）（以下「承認申請書」という。）に事業実施計画書を添付の上、所長に提出する。

イ 直接補助の場合

事業実施主体は、事業実施計画書及び承認申請書を作成し、所長に提出する。ただし、県域農業団体については、部長に提出する。

なお、4の（2）のイの場合にあつては、関係市町村長が直接補助を承認した旨を様式第2-4号により作成し、添付する。

（2）計画承認

所長（県域農業団体にあつては部長）は、事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合には、様式第2-3号により事業実施計画の承認を行う。

なお、事業実施計画の承認申請に先立つ事前協議等については、別に定める。

（3）補助金の内示

所長（県域農業団体にあつては部長）は、事業実施計画の承認と併せて、補助金の内示（様式第2-5号）を行うとともに、交付要綱第3条に基づき期限等を定め、交付申請書の提出を通知する。

（4）補助金交付の決定

所長（事業実施主体が県域農業団体の場合は知事）は、規則第5条に定める補助金の交付を決定したときは、交付決定にかかる通知（指令）を行う。

（5）重要な変更

交付要綱別表1に定める重要な変更にあたる場合は、5の（1）及び（2）に準じて変更手続きを行う。

6 事業の実施状況報告（上記3「県事業」）

（1）事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書（様式第2-6号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長（県域農業団体にあつては部長、その他直接補助にあつては所長）に報告するものとする。

（2）市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を審査し、取りまとめの上、翌年度の5月末日までに所長に提出するものとする。

7 評価について（上記「3 県事業」）

（1）所長は、事業の目標に対する達成度について毎年度評価を行い、事業実施状況一覧（様式第2-7号）により7月末日までに部長に報告するものとする。

（2）事業実施主体は、事業実施3年後において、事業実施状況報告書における達成度

が70%に満たない場合、改善計画を作成し、市町村長（県域農業団体による直接補助にあつては部長、その他直接補助にあつては所長）に提出する。

（3）市町村長は、事業実施主体から改善計画を受領した場合には、速やかに内容を評価・検討し、意見を添えて所長に提出する。

（4）県及び市町村は、振興目標の達成に向けて技術的な助言、指導を行う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

別表3 (要領別記3の3関係)

対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件	
			補助対象	注意事項
水田及び畑地で作付される麦類及び大豆	市町村、農業公社、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業法人、営農集団（農業者3戸以上で構成）等	定額 (別表4のとおり)	別表5のとおり	<p>次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象者（営農集団等で共同で作業を行っている場合や、ブロックローテーション等地域でまとまりをもって作付に取り組んでいる場合等は、そのまとまりの単位）は、事業実施年度に対象作物を3ha（中山間地域は2ha）以上作付けしていること。 2 補助対象は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙5の1に定める面積払の交付対象となっている水田及び畑地とする。 3 事業参加者は3戸以上とする。 ただし、農家3戸以上で構成する農業法人については、1法人でも実施できるものとする。 4 補助対象は令和7年4月1日以降の取組とし、交付決定前の取組であっても補助対象とすることができる。 5 補助対象は、別表5に掲げる必須技術1つを導入し、かつ選択技術を1つ以上新規に導入した水田・畑地に限る。

別表4 (要領別記3の3、別表3関係)

区分	別表5に掲げる技術のうち 導入技術数	補助単価（円/10a）
区分1	2技術（必須+選択1技術）	5,000
区分2	3技術（必須+選択2技術）	8,000
区分3	4技術以上（必須+選択3技術）	10,000

注1 補助対象となり得る取組面積は、別表5に掲げる必須技術に取り組んだ上で、選択技術を新規に導入した面積とする。

注2 助成対象者毎に、上記「区分」毎の補助対象となり得る取組面積を算定した後に10a未満を切り捨てた面積を当該助成対象者の当該区分の「補助対象面積」とし、「補助対象面積」に「補助単価」を乗じた額を、当該助成対象者の当該区分の補助金額とする。

別表5（要領別記3の3、別表3関係）

「収量・品質確保対策事業」の導入技術一覧

（1）必須技術（※1）

助成対象となる取組	取組内容
1 病害虫の防除 【大豆のみ対象】	紫斑病、べと病、カメムシ、マメシクイガ等、県の畑作技術指針に掲載されている主要病害虫の薬剤防除を、ほ場で一回以上実施する。
2 赤かび病の防除 【麦類のみ対象】	麦の赤かび病の防除をほ場で一回以上実施する。 （事業実施年度に播種し、翌年度春に実施する場合も可。）

※1 必須技術については、新規導入でなくてもよい。

（2）選択技術（※2）

助成対象となる取組	取組内容
1 排水対策技術の導入 （暗渠施工）（※3）	ほ場の排水性改善のため、弾丸暗渠、無材せん孔暗渠、有材補助暗渠又は浅層暗渠等の暗渠施工に取り組む。（※4）
2 排水対策技術の導入 （心土破碎）（※3）	ほ場の排水性改善のため、サブソイラ、ハーフソイラ、プラソイラ、パラソイラ又はカットブレイカー等を用いた心土破碎に取り組む。（※4）
3 排水対策技術の導入 （深耕）（※3）	ほ場の排水性改善のため、ボトムプラウ、ディスクプラウ、深耕プラウ等を用いた深耕に取り組む。（※4）
4 効率的播種技術の導入	作業効率化による生産性向上のため、畦立て同時播種、小明渠浅耕播種又は狭畦密植栽培の技術導入に取り組む。（※4）
5 適正な土づくりに向けた土壌診断の実施	土壌診断を行い、診断の結果に応じて、有機質資材や酸度矯正資材等の施用に取り組む。
6 麦の単収・品質安定化に向けた施肥の実施（麦類のみ）	麦の単収・品質を向上させるため、後期追肥重点型の施肥等、県・国の研究機関の研究成果等で効果・有用性が実証されている施肥体系の実施に取り組む。
7 スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化	生産の高度化・省力化のため、ドローンによる農薬・肥料散布、収量等センサー付きコンバインによる収穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥又は営農管理システムの活用等に取り組む。（※4）
8 複数年契約の導入	播種前に実需者等との間で複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制の構築に取り組む。
9 農地の均平化	レーザーレベラーやGPSレベラー等を用いて農地の均平化に取り組む。
10 収量・品質向上につながる新規技術の導入	上記1～9の取組以外で麦・大豆の収量・品質の向上、又は作業時間の削減に有効な技術の新規導入に取り組む。（※5）

※2 事業実施年度に新規導入する選択技術の面積分のみ補助対象となる。

※3 1～3については、同一ほ場で新規導入としてカウントできるのは3つのうち2つまでとする。

※4 表に記載されている取組の他、別途農林水産部長に認められた取組であれば、補助対象となる。

※5 「県・国の研究機関の研究成果等で効果・有用性が実証されている」又は「県の普及指導機関の調査研究等により、県で普及すべき技術に位置づけられる」として、農林水産部長に認められた技術に限る。

(別記 4)

作付転換拡大支援事業

1 事業の概要

水田において麦、大豆及びそばへの作付転換・拡大に取り組む生産者を支援する。

2 事業実施主体、補助率、補助対象経費等

別表 6、別表 7 のとおり。

3 採択要件

(1) 基本事項

ア 交付対象水田

本補助金の交付対象水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 に規定される交付対象農地をいう。）において、事業実施年度に交付対象作物を作付けしている水田とする。

イ 交付対象作物

交付対象作物は以下のとおりとし、交付対象作物ごとに掲げる要件を満たすものとする。なお、基幹作のみを交付対象とする。

(ア) 麦、大豆

経営所得安定対策等実施要綱別紙 12 の 1 の要件を満たして生産され、戦略作物助成対象となっていること。

(イ) そば

経営所得安定対策等実施要綱別紙 13 の 3 の (1) の②に規定される取組で、産地交付金の追加配分対象となっていること。

(2) 採択要件

助成対象者ごとに、事業実施年度における交付対象作物の作付面積の合計から事業実施前年度における交付対象作物の作付面積の合計を差し引いた拡大面積が 1 ha 以上となること。

(3) 交付対象面積の算定

助成対象者ごとに、事業実施年度における交付対象作物の作付面積の合計から事業実施前年度における交付対象作物の作付面積の合計を差し引いた拡大面積とし、1 a（アール）未満の端数を切捨て、a 単位とする。

4 補助

県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体であ

る地域農業再生協議会長又は市町村長（以下「地域農業再生協議会長等」という。）
に対して補助する。

5 事業の実施等の手続き

- (1) 地域農業再生協議会長等は、別紙の参考様式1、2の活用等により助成対象者
をとりまとめ、事業実施計画承認申請書（様式第3-1号）を所長に提出する。
- (2) 所長は（1）により提出のあった事業実施計画承認申請書を審査し、適当と認
められる場合は事業実施計画承認申請書の写しを添付し、部長に協議する。
- (3) 部長は、提出のあった事業実施計画承認申請書を審査し、協議の結果を所長へ
通知する。
- (4) （3）の通知に基づき、所長は地域農業再生協議会長等あて事業実施計画の承
認を行う。
- (5) 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外の変更
とし、その手続きは（1）から（4）に準じて事業実施計画変更承認申請書（様
式第3-2号）により行う。
- (6) 事業の着手については、規則第5条第1項による交付決定（以下「交付決定」
という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合には、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第3-3号）を作成し、所長に提出する。

別表6（要領別記4の2関係）

事業の内容	事業実施主体	補助率
1 水田において麦、大豆、そばの作付拡大に取り組む農業者の支援	地域農業再生協議会又は市町村	定額（5,000円以内/10a）
2 事業実施に必要な事務費 別表7のとおり	地域農業再生協議会又は市町村	助成対象者1人につき1,500円以内

別表7（要領別記4の2関係）

補助対象事務	区分	内容
1 申請書等の郵送、回収、整理取りまとめ、確認事務 2 補助金交付決定通知 3 助成対象者への補助金送金手数料等	事務等経費	役務費（切手代、送金手数料等）、消耗品費、借料、旅費等